

## 月額表の乙欄を適用する給与等に対する税額の電算機計算について

毎月の給与や賞与（以下「給与等」といいます。）に対する源泉徴収税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めることになっていますが、その給与等の支払額に関する計算を電子計算機などの事務機械によって処理しているときは、月額表の甲欄を適用する給与等に限り、財務大臣が定める方法（財務省告示）により、源泉徴収税額を求めることができる特例が設けられています。

一方、月額表の乙欄を適用する給与等については、月額表の甲欄を適用する給与等のような特例は設けられていませんが、次の計算式を使用することにより、源泉徴収税額を求めることができます。

### 【月額表の乙欄を適用する給与等に対する税額の電算機計算】

月額表の乙欄をみると「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」に応じて、①一定の算式が掲げられている場合（社会保険料等控除後の給与等の金額が88,000円未満である場合と、1,010,001円以上である場合）と、②具体的な税額が掲げられている場合（社会保険料等控除後の給与等の金額が88,000円以上1,010,000円以下である場合）とがあります。①の場合には、その該当欄に掲げられている算式により、また、②の場合には、次に掲げるところにより税額を計算します。

#### 1 計算基準額の算出

乙欄の税額は、月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の最低値（税額表の「以上」の欄の金額）を基として計算されていますので、まず、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額を次の算式によりこの最低値（以下「計算基準額」といいます。）に修正します。

（算式）

$$\frac{\left( \begin{array}{l} \text{社会保険料等控除} \\ \text{後の給与等の金額} \end{array} \right)}{\text{階}} - \left( \begin{array}{l} \text{同一階差} \\ \text{の最小値} \end{array} \right) \text{差} = \text{商} \cdots \cdots \text{余り (R)}$$

この商の値は自然数又は0に限ります。

$$\left( \begin{array}{l} \text{社会保険料等控除} \\ \text{後の給与等の金額} \end{array} \right) - R = \text{計算基準額}$$

(注)1 「階差」は、次の表によって求めます。

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		階 差
以 上	以 下	
円	円	円
88,000	98,999	1,000
99,000	220,999	2,000
221,000	1,009,999	3,000

2 「同一階差の最小値」とは、階差が1,000円の場合は88,000円、階差が2,000円の場合は99,000円、階差が3,000円の場合は221,000円をいいます。

3 その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が1,010,000円の場合は、前ページ1の(算式)によらず、1,010,000円が求める計算基準額となります。

## 2 税額の算出

1により求めた計算基準額を次の算式に当てはめて税額を求めます。

### (算式)

$$A = (\text{計算基準額} \times 2.5 - \text{給与所得控除の額} - \text{基礎控除の額}) \times \text{税率} \quad \langle 1 \text{円未満の端数切り捨て} \rangle$$

$$B = (\text{計算基準額} \times 1.5 - \text{給与所得控除の額} - \text{基礎控除の額}) \times \text{税率} \quad \langle 1 \text{円未満の端数切り捨て} \rangle$$

$$A - B = C \quad \langle 50 \text{円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数は100円に切り上げ} \rangle$$

$$C \times 1.021 = \text{乙欄の税額} \quad \langle 50 \text{円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数は100円に切り上げ} \rangle$$

(注)1 上記の算式では、次ページの第1表から第3表を使用します。

A及びBを求める算式中、「給与所得控除の額」は、計算基準額を2.5倍又は1.5倍した金額を基に次ページの第1表により求め、「基礎控除の額」は第2表により求めます。

また、「税率」は第3表の「税額の算式」を意味します。

2 Aは主たる給与と従たる給与の合計額に対する税額を、Bは主たる給与に対する税額を意味します。

## 3 扶養控除等の額の控除

「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出して従たる給与から控除する扶養控除等がある場合には、2により求めた税額からその扶養親族等1人につき1,610円を控除します。なお、この場合、税額がマイナスとなったときは、税額0とします。

第1表 ー 平成25年から平成26年分 ー

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額 (A)		給与所得控除の額
以上	以下	
円	円	
-	135,416	54,167 円
135,417	149,999	(A) × 40%
150,000	299,999	(A) × 30% + 15,000 円
300,000	549,999	(A) × 20% + 45,000 円
550,000	833,333	(A) × 10% + 100,000 円
833,334	1,249,999	(A) × 5% + 141,667 円
1,250,000 円	以上	204,167 円

(注) 給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とします。

第2表 ー 従来と変更ありません ー

基礎控除の額	31,667 円
--------	----------

第3表 ー 従来と変更ありません ー

その月の課税給与所得金額 (B)		税額の算式
以上	以下	
円	円	
-	162,500	(B) × 5%
162,501	275,000	(B) × 10% - 8,125 円
275,001	579,166	(B) × 20% - 35,625 円
579,167	750,000	(B) × 23% - 53,000 円
750,001	1,500,000	(B) × 33% - 128,000 円
1,500,001 円	以上	(B) × 40% - 233,000 円